

# 令和8年度留学生受入促進モデル事業業務委託要求水準書

## 第1章 総則

### 1 業務名

令和8年度留学生受入促進モデル事業業務委託

### 2 業務の目的

本事業は、台湾・台北市の高等職業学校（日本の専門学校・工業高校等に相当）の生徒（以下「留学生」という。）及び引率教員を姫路市に招聘し、専門教育、企業実習、日本文化体験を提供することで、以下の達成を目指す。

- (1) 外国人留学生の受入れ促進、将来的な市内企業への就職、および地域定着を戦略的に推進するモデルを構築すること。
- (2) 国際的な友好親善を深め、次代を担う双方の若者に多様な学びの機会を提供すること。

### 3 受入れ対象者

- (1) 留学生5名（台北市内の高等職業学校に在籍し、専門分野に関連する学習をしている15歳以上の者。参加者の選定については台北市及び台北市内の送出し校にて実施）
- (2) 引率教員1名
- (3) 語学要件として、日本語能力試験（JLPT）N3程度のものを対象とする見込み。

### 4 受入れ時期

令和8年8月下旬から9月上旬のうちの約2週間

### 5 業務内容

受託者は、姫路市及び受入協力校（市内専門学校）と密に連携し、以下の業務を遂行すること。

#### (1) 事前準備・マッチング業務

- ・台北市側の送出し校との連絡調整
- ・参加留学生の専門分野（AI、自動車、建設、IT、医療、福祉等）と、姫路市内専門学校・受入企業とのマッチング（市内専門学校、企業の選択については姫路市が協力をする。）
- ・オンラインによる事前ガイダンスの実施

#### (2) プログラムの企画・運営

以下を含む詳細なスケジュール（約2週間）の作成と実施管理。

#### ア 専門学校での交流・実習

- ・日本人学生との共同プロジェクト、授業への参加・見学
- ・自国の文化紹介プレゼンテーションの実施支援

#### イ 企業インターンシップ・見学

- ・市内企業における短期インターンシップ（2日間程度）及び見学・交流会の調整

#### ウ 日本語学習の提供

- ・実践的なコミュニケーション能力向上のための授業の実施

#### エ 日本文化体験・地域交流

- ・世界遺産・姫路城の見学、伝統文化体験（藍染め、書道、茶道等）
- ・地域住民との交流
- ・歓迎・歓送パーティーの開催

### (3) 渡航・滞在管理業務

- ・往復航空券の手配（台湾－日本間）
- ・姫路市又は姫路市近郊での宿泊施設（ホテル等）の確保・提供
- ・国内移動の手配（空港から姫路までの送迎、専門学校・企業への移動等）
- ・海外旅行傷害保険への加入手続き
- ・滞在中の生活サポートおよび緊急時対応（引率教員との連携）
- ・必要に応じて通訳またはコミュニケーション支援スタッフを配置できる体制を整える

### (4) 成果報告業務

- ・今後の留学生受入事業の参考とするための参加者へのアンケート調査、ヒアリング（内容については満足度や次年度以降の事業改善に繋がる内容とし、事前に姫路市と協議を行う。）
- ・事業報告書の作成（様式は任意だが、事業期間中の活動内容がわかる内容とする。写真・動画記録を含む）
- ・今後の留学生誘致・定着に向けた課題整理と提言（提出については紙及び電子データによる。）

## 6 費用負担区分（委託料に含める範囲）

本事業の実施に必要な以下の経費は、市が支払う委託料（受託者の企画提案による）に含むものとする。

項目	内容
渡航費	居住国と日本との往復航空券（全額負担）
学費・研修費	インターンシップ実習費（64,000円／1人）、材料費50,000円

宿泊費	市内宿泊施設の宿泊代（全額負担）
食費	歓迎会・歓送会費、日当支給を行う場合は、受託者提案に基づき本市と協議の上決定する
交通費	国内移動費（空港送迎、市内交通費、企業訪問等）
保険料	海外旅行傷害保険（病気・怪我・賠償責任）
その他	文化体験等の材料費・入場料、通信費、運営管理費

※個人的な買い物、通信費、自由時間の観光費用、パスポート取得費用は参加者負担

## 7 スケジュール例（参考）

- ・前半：到着、オリエンテーション、専門学校交流
- ・中盤：専門学校交流（共同制作等）、日本文化体験、日本語授業
- ・後半：企業インターンシップ、成果発表会、地域住民との交流、帰国

## 8 事業に係るその他留意事項

- ・本事業は「将来的な地域定着（就職）」を目的の一部としているため、受入協力校における就学イメージ、また、企業実習において留学生が姫路市での就業イメージを持てるようなプログラム設計を期待する。
- ・受入協力校（市内専門学校）とは、それぞれの専門カリキュラムを最大限活かした連携を図ること。
- ・事業実施に際しては、適切な対策を講じた上で、ICT技術等を活用した効果的・効率的な運営方法を提案し、本市と協議の上、実施していくこと。
- ・事業成果を適宜本市へ報告すること。
- ・本市は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は大幅な変更でない限り、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- ・個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティポリシーおよび情報管理体制を整備すること。
- ・本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公平性を充分確保した上で業務にあたること。
- ・市及び引率教員と連携しながら、留学生の体調不良やトラブルに対応するなど、事業の安全な実施に努めること

## 9 契約期間

契約日から令和9年3月31日まで

## 10 業務の委託者

姫路市

## 11 業務場所

姫路市内ほか

## 12 その他留意事項

- (1) 本仕様書にないものは本市及び受託者間の協議により定める。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について本市と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時本市に報告するとともに、定期的開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議・調整を行うこと。
- (4) 成果物及び電子データ等（イベント開催にあたり作成した写真や図等を含む。）の著作物に係る一切の権利は本市に帰属するものとする。
- (5) 受託者は、本業務の成果物及び電子データ等（イベント開催にあたり作成した写真や図等を含む。）の作成に関して取得した著作権者人格権について、当該成果物及び電子データ等にいかなる変更を加える場合であっても、本市に対して行使しないものとする。

## 第2章 一般事項

### 1 適用範囲

この仕様書は、留学生受入促進モデル事業業務に適用する。

本業務の受託者は、この仕様書に定めのない事項のうち、本業務の遂行に当たり必要と思われるものについては、本市へ提案し、本市と受託者が協議の上、これを決定し、行うものとする。

### 2 業務項目

業務に係る項目は、この要求水準書及び契約約款によるものとする。

### 3 業務管理

- (1) 受託者は、本業務に着手したときは、遅滞なく、委託業務着手届を本市に提出するものとする。
- (2) 受託者は、業務期間内に業務を完了するよう全項目の業務計画を立て、それを工程表として、上記(1)に併せて本市に提出し、本市の承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の全般にわたる管理を行わせるため、上記(3)のうちから業務担当責任

者を選任し、その氏名を委託業務着手届の提出により本市に通知するものとする。

- (5) 受託者は、業務遂行に際し、本市と協議の上、進めること。
- (6) 受託者は、必要に応じ適宜姫路市役所において本市に進捗状況を報告し、打合せを行うものとする。
- (7) 受託者は、関係する官公署との協議を必要とし、関係する官公署から協議を求められた場合は誠意をもってこれに当たるものとする。また、受託者は、その協議内容を遅滞なく本市に報告するものとする。

#### 4 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了に際し、この要求水準書及び契約約款に定める書類の提出を行うものとする。

#### 5 資料の貸与

本業務に必要な資料の収集又は調査等は原則として受託者が行うものとするが、本市が現在所有しているものについては、本市から受託者に貸与するものとする。この場合において、受託者は、貸与を受けた資料に関するリストを作成の上、本市に提出するものとし、業務完了後、貸与された資料の全てを速やかに本市へ返却するものとする。

#### 6 著作権

- (1) 本業務に当たっては第三者の権利を侵害しないように十分留意すること。第三者が有する著作権の映像、意匠、ソフトなどを使用するときは、あらかじめ本市と協議のうえ、著作権法に定められた手続を行うこと。
- (2) 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該成果物に係る受託者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該成果物の引渡し時に本市に無償で譲渡するものとする。また、本市は成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

なお、成果物が著作物に該当する場合において、本市が当該成果物の利用目的の実現のためにその内容を改変する場合は、受託者の承諾なく行えることとする。

- (3) 第三者の著作物や既存のキャラクターを利用する場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。また、利用期間、方法等については本市と協議の上、決定する。

#### 7 情報セキュリティ

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。

- (2) 受託者は、本業務の遂行に際し、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び本市が定める指針、ガイドライン等を遵守の上、個人情報を取り扱うものとする。
- (3) 前2号について、受託者は、本事業に従事する者に対し、この義務を遵守させるための措置を講ずること。

## 8 別途業務

本業務の途中において、本業務に関連した、本業務以外の業務を行う必要が生じた場合には、その段階で業務内容を定め、別途実施するものとする。

## 9 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報、秘密は漏らしてはならないことはもちろんのこと、本件の目的以外に使用してはならない。
- (2) 本件契約に関する契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。
- (3) 本業務の実施に当たって、各種法令や各種ガイドラインを遵守すること。
- (4) 感染症等の感染拡大や台風、豪雨その他天災等により、業務継続が困難と本市が判断した場合、業務を縮小又は中止する場合がある。キャンセル料金等の要した費用負担は、本市と受託者が協議して決定するものとする。
- (5) その他詳細に関して協議を実施する場合は、本市の指示に従うこと。